

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年6月20日（金） 8：21～8：31

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	6 件
○国会提出案件	4 6 件
○公布（法律）	3 件
○政令	3 件
○人事	5 件
○配布	1 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、橋副長官から御説明申し上げます。

○橋内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「天皇皇后両陛下のモンゴル御訪問」について、御決定をお願いいたします。本件は、モンゴル大統領閣下から天皇皇后両陛下に対し、同国を御訪問いただきたい旨の招請がありましたので、我が国と同国との友好親善関係に鑑み、7月6日から13日までの予定で、同国を公式に御訪問願うこととするものであります。また、本件決定に併せ、「内閣総理大臣談話」について、御決定をお願いいたします。お手元の談話案を朗読いたします。

この度、天皇皇后両陛下におかれましては、モンゴル国を国賓として御訪問なさることになりました。

我が国は、モンゴルとの間で長年にわたる親密な友好関係を有しております。モンゴルからは、かねてより天皇皇后両陛下に対して御訪問の招請が寄せられてきており、令和4年11月のフレルスフ大統領夫妻の訪日の際には、重ねて両陛下御訪問の招請が寄せられておりました。

今回の御訪問により、モンゴルとの従来からの親密な友好親善関係が一層深まるものと確信しており、国民各位と共に喜びに堪えません。

両陛下には、御日程をつつがなくお過ごしの上、御帰国になりますよう、心からお祈り申し上げます。

次に、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、復興大臣から御発言があります。

次に、「ハイチ国」及び「ラオス国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、26日、信任状捧呈の予定であります。

次に、日本銀行法に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」の国会提出について、御決定をお願いいたします。本件は、日本銀行が作成した令和6年度下期の経済・金融情勢等に関する報告書を国会に提出するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書45件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「ギャンブル等依存症対策基本法の一部改正法」外2件が、18日の衆議院及び参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「サイバー対処能力強化法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を本年7月1日とするものであり、「同法の施行に伴う関係整備等法の一部の施行に伴う関係整備等政令」は、サイバーセキュリティ推進専門家会議の委員の定数を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部改正令」は、同

庁の所掌事務の的確な遂行を図るため、総括審議官を新たに置く等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、石破内閣総理大臣が、北大西洋条約機構首脳会合出席等のため、24日から26日まで、岩屋外務大臣が、北大西洋条約機構外相会合出席等のため、24日から26日まで、城内内閣府特命担当大臣が、国連宇宙空間平和利用委員会出席等のため、24日から29日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、川本裕子を人事官に任命し、任命の上は、人事院総裁を命ずること、及び在ハイチ日本国大使館一等書記官西内和彦を特命全権大使に任命し、ハイチ国駐箚を命ずることについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、天皇皇后両陛下のモンゴル御訪問に際しまして、衆議院議員河野太郎に首席随員を、宮内庁長官西村泰彦外15名に随員をそれぞれ命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、廣重力外474名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「日・インドネシア遺骨収集協定の有効期間延長に関する書簡」を交換すること及び「同協定を改正する議定書」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、同国において日本兵の遺骨収集事業を実施するための協定について、有効期間を3年間延長すること等を取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換及び署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、復興大臣。

○伊藤国務大臣：東日本大震災の発災から14年余りが経過し、「第2期復興・創生期間」も本年度で最終年度となります。次の5年間、すなわち「第3期復興・創生期間」に向けて、この度「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を、復興施策の進捗状況等を踏まえ、見直します。第3期復興・創生期間は、復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、本基本方針は、それまでの期間における復興の基本姿勢、各分野の取組について定めるものです。復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、被災地の復興に向けて全力で取り組んでまいります。各閣僚におかれましても、本基本方針に沿って、引き続き取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、総務大臣。

○村上国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。5月の消費者物価指数は、1年前に比べ3.5パーセントの上昇となりました。また、生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ3.7パーセントの上昇となりました。内訳を見ると、「米類」などを含む「生鮮食品を除く食料」の上昇が見られます。引き続き、物価動向を注

視してまいります。

○林国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○石破内閣総理大臣：岩屋大臣及び城内大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、あべ大臣を外務大臣の、武藤大臣を宇宙政策等担当大臣の臨時代理又は事務代理とすることといたします。なお、私の海外出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり林内閣官房長官となりますので御了知願います。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、三原大臣。

○三原国務大臣：男女共同参画週間について御説明申し上げます。この週間は、男女共同参画社会基本法の公布・施行を踏まえて、平成13年度より6月23日から29日までの期間で毎年実施しているものです。本年度は、「誰でも、どこでも、自分らしく」をキャッチフレーズとして、全国でパネル展や講演会などの広報啓発活動が集中的に展開されます。27日には、総理大臣官邸において、「男女共同参画社会づくりの功労者に対する総理表彰」の実施を予定しているほか、日本女子ボクシング界初の金メダル受賞者で、引退後は、生物学者を目指してチャレンジされている入江聖奈さんを未来ウーマン応援大使に起用し、「男女共同参画週間キャッチフレーズ・女性のチャレンジ賞表彰式」を開催します。男女共同参画社会の実現に向けて、関係施策を積極的に推進していきますので、閣僚各位におかれましては、一層の御協力をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、総務大臣。

○村上国務大臣：令和7年国勢調査については、本年10月1日の調査期日まで、来週6月23日で残すところ100日となります。国勢調査は、我が国に居住する全ての人及び世帯を対象とする最も重要な統計調査です。その結果は、国や地方公共団体が推進する施策の立案に欠くことのできない資料となります。国勢調査を円滑かつ確実に実施するためには、政府を挙げて取り組む必要があります。各大臣におかれましても、関係機関へ協力を要請していただくなど、国勢調査の実施に御協力をいただきますようお願いいたします。

○林国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和 7 年 6 月 20 日 〕 (金)

◎ 一般案件

- 資料あり ○ 天皇皇后両陛下のモンゴル御訪問について (決定) (宮内庁・外務省)
- 〃 ○ 内閣総理大臣談話 (決定) (内閣官房)
- 〃 ○ 「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について (決定) (復興庁)
- 資料なし ☆ ハイチ国特命全権大使ルイ・ハロルド・ジョゼフ外 1 名の接受について (決定) (外務省)

◎ 国会提出案件

- 資料あり ○ 日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」について (決定) (財務省)
- 〃 ○ { 1. 参議院議員浜田聡 (N 党) 提出政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問に対する答弁書について (決定) (内閣官房)
- 〃 ○ { 1. 参議院議員浜田聡 (N 党) 提出政府職員の公用マイレージに関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 〃 ○ { 1. 参議院議員浜田聡 (N 党) 提出日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
- 〃 ○ { 1. 衆議院議員八幡愛 (れ新) 提出忘れられる権利の制度的整備に関する質問に対する答弁書について (決定) (内閣府本府)
- 〃 ○ { 1. 衆議院議員櫻井周 (立憲) 提出火山防災に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)

1. 参議院議員浜田聡（N党）提出南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員水沼秀幸（立憲）提出推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問に対する答弁書について（決定）（警察庁）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員水沼秀幸（立憲）提出スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問に対する答弁書について（決定）（金融庁）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問に対する答弁書について（決定）（消費者庁）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出公用車のカーナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員大石あきこ（れ新）提出出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員太栄志（立憲）提出外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員八幡愛（れ新）提出インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）
1. 衆議院議員鈴木庸介（立憲）提出外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員山本太郎（れ新）提出消費減税の実施に要する期間に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員阪口直人（れ新）提出声の肖像権保護に関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
1. 衆議院議員八幡愛（れ新）提出感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）

1. 衆議院議員阪口直人（れ新）提出保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員大石あきこ（れ新）提出重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員鈴木庸介（立憲）提出中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員櫻井周（立憲）提出行旅死亡人に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出障害者支援の制度的空白に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 参議院議員浜田聡（N党）提出「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出相談支援制度の構造的課題に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（N党）提出医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員竹上裕子（保守）提出ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問に対する答弁書について（決定）（農林水産省）
1. 衆議院議員長友よしひろ（立憲）提出花粉症対策に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員鈴木庸介（立憲）提出尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）
1. 衆議院議員大石あきこ（れ新）提出大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 衆議院議員井坂信彦（立憲）提出鉛製給水管に関する質問に対する答弁書について（決定）
（国土交通省）
1. 衆議院議員井坂信彦（立憲）提出ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問に対する答弁書について（決定）（環境省）
1. 参議院議員山本太郎（れ新）提出原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問に対する答弁書について（決定）
（原子力規制委員会）

◎ 公 布 （ 法 律 ）

資 料
な し

☆

- 1. ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 社会保険労務士法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 手話に関する施策の推進に関する法律（決定）

◎ 政 令

資 料
あ り

- 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ デジタル庁組織令及び職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（決定）（デジタル庁）

◎ 人 事

資 料
な し

- ☆ 内閣総理大臣石破 茂外 2 名の海外出張について（了解）

資 料
あ り

- 川本裕子を人事官に、西内和彦を特命全権大使に任命することについて（決定）
- 〃 ○ 人事官川本裕子に人事院総裁を命ずることについて（決定）
- 〃 ○ 衆議院議員河野太郎外 1 6 名に天皇皇后両陛下モンゴル御訪問につき首席随員等を命ずることについて（決定）
- 〃 ☆ 北海道大学名誉教授廣重 力外 4 7 4 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について（決定）

◎ 配 布
☆ 消費者物価指数 (総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 7 年
6 月 20 日 〕 (金)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し

- {
1. 第 2 次 世 界 大 戦 の 間 に イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 パ
プ ア 州 及 び 西 パ プ ア 州 に お い て 死 亡 し た 日 本
の 兵 士 の 遺 骨 の 発 掘 、 収 集 及 び 送 還 に 関 す る
日 本 国 政 府 と イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 政 府 と の 間
の 協 定 の 有 効 期 間 の 延 長 に 関 す る 書 簡 の 交 換
 1. 第 2 次 世 界 大 戦 の 間 に イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 パ
プ ア 州 及 び 西 パ プ ア 州 に お い て 死 亡 し た 日 本
の 兵 士 の 遺 骨 の 発 掘 、 収 集 及 び 送 還 に 関 す る
日 本 国 政 府 と イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 政 府 と の 間
の 協 定 を 改 正 す る 議 定 書 の 署 名
に つ い て (決 定) (外 務 省)

〔 ○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し 〕